

子ども・子育て
世帯を応援！

〈国民健康保険にご加入の皆さまへ〉

令和8年度分から国民健康保険で

「子ども・子育て支援金分」の徴収を開始します！

子育て世帯への経済的支援を拡充するために、令和8年4月分から「子ども・子育て支援金」の徴収が始まります。子ども・子育て支援金は、加入する医療保険制度(国民健康保険、後期高齢者医療、被用者保険)ごとに保険料が決められ、医療保険料とあわせて拠出いただきます。そのため、国民健康保険に加入されている方からも、これまでの国民健康保険税に新たに「子ども・子育て支援金分」を加えてお支払いいただくことになりました。



▲子ども・子育て支援金の詳細はこちら

子ども・子育て支援金分賦課額

所得割	均等割額(18歳以上の被保険者のみ [※])		
	均等割	18歳以上均等割 [※]	合計
0.29%	1,750円	150円	1,900円

※「子ども・子育て支援金」の均等割は、「18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこども」である被保険者については、10割軽減されることとなっています。そして、その軽減された分は18歳以上の被保険者が、本来の均等割に加えて負担することとなります。

令和8年度国民健康保険税の税率

	所得割	均等割	令和7年度との比較
医療給付費分	5.39%	28,800円	変更なし
後期高齢者支援金分	2.95%	14,400円	変更なし
介護納付金分	2.70%	15,600円	変更なし
子ども・子育て支援金分	0.29%	1,900円	新規
合計	11.33%	60,700円	

医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分については、令和7年度と同じです。

令和8年度分国保税の金額は7月中旬ごろに発送予定の納付書をご確認ください

改定

令和8年度賦課限度額(年間保険税額の上限)

	令和7年度	令和8年度
医療給付費分	660,000円	670,000円(+10,000円)
後期高齢者支援金分	260,000円	260,000円(据え置き)
介護納付金分	170,000円	170,000円(据え置き)
子ども・子育て支援金分	—	30,000円(新規)

令和8年度賦課限度額は左記のとおり引き上げられます。

改定

所得が低い方に対する軽減措置

5割軽減・2割軽減の金額が以下のとおり引き上げられます。

軽減割合	令和7年度	令和8年度
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	(改定なし)
5割	43万円+30.5万円×(被保険者数および特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	43万円+31万円×(被保険者数および特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
2割	43万円+56万円×(被保険者数および特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	43万円+57万円×(被保険者数および特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯

※1 給与所得者等…一定の給与所得者(給与収入55万円超)および公的年金の支給(60万円超(65歳未満)または110万円(65歳以上))を受ける方。

※2 特定同一世帯所属者数…後期高齢者医療制度の被保険者になったことに伴い国保資格を喪失した方で、引き続き同一世帯に属する方。

◎収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円未満は110万円)を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いて判定します。

◎軽減を受けるためには、前年中の所得が確定されている必要があります。世帯内に未申告の方がいる場合は判定ができず、軽減の適用ができません。

問 医療年金課 ☎内線1724~1727